

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(就労)</p> <p>第78条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 <u>就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(就労)</p> <p>第78条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 <u>就労継続支援A型事業者は、第77条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者に対し、省令に規定するところにより、賃金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 就労継続支援A型事業者は、前項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。